

助成券を  
交付します！

タクシー利用料を一部補助！！

## 坂出市障がい者福祉タクシー助成事業



タクシーを使う前に助成券の交付申請が必要です。

☆市役所ふくし課窓口（本庁舎2階）で申請し、助成券を交付します。



どんな人が対象になるの？

☆坂出市に住民票があり、次のすべてに該当する場合に利用できます。

●次の、いずれかの手帳をお持ちのかた

身体障害者手帳1級、療育手帳Ⓐ、精神保健福祉手帳1級

●在宅のかた（入院中や施設入所のかたは対象外となります。）



いくら助成してくれるの？

☆1年間に1枚500円、24枚を交付します。交付した年度の3月末まで使えます。（令和7年度の券は黄色です。）



手続は？ どうやって使うの？

乗車料金に応じて助成券を乗務員に渡します。  
乗車料金を超えない範囲で複数枚利用可能です。

①利用するには、  
事前に助成券の交付  
申請が必要



②助成券つづり（24枚）  
を交付

③タクシーを利用する

1枚500円  
(24枚まで)

助成券



坂出市

④助成相当分の請求

⑤助成相当分の支払い

タクシー会社  
(坂出地区タクシー組合加盟)



利用できるタクシー会社は次の事業者です。

タクシー事業者（五十音順）	電話番号	車両等（※）
琴参タクシー	46-3805	車いす対応
サンヨータクシー	46-1010	車いす対応
四国タクシー	44-0001	車いす対応
スミレタクシー	44-2000	
府中タクシー	48-1222	車いす対応

※詳しくは、配車依頼時に各タクシー会社へお問い合わせください。



次に該当する場合は、助成券の返還手続が必要です。

☆市外へ転出、また死亡したとき

☆入院、もしくは施設に入所したとき

☆手帳の等級が変更したとき

～ご不明な点があれば、ふくし課まで～

坂出市福祉事務所

ふくし課 障がい福祉係（坂出市役所 本庁舎2階）

電 話：0877-44-5007

ファックス：0877-45-7270

